

## 1 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長及び防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 防衛省が行う売買、賃貸借、請負その他の全契約からの暴力団排除を徹底するため、暴力団が実質的に経営をしていない者又はこれに準ずる者でないこと。

## 2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること

## 3 違約金

落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## 4 郵便入札

可とする。

## 5 入札の無効

- (1) 第1項に記載する競争参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたいもの。
- (3) 郵便入札については 令和4年3月18日(金) 17時00分までに到着しなかった者の入札
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する全契約から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者の入札
- (5) その他、入札に関する条件に違反した者の入札

## 6 契約書作成の要否

落札者は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の翌日から起算して7日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。)に、これを契約担当官等に提出しなければならない。なお、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

また、落札者がこの契約書案を提出しないときは、契約を結ばない落札者として、落札価格の100分の5に相当する金額の損害賠償の請求をする。加えて、競争契約の参加対象等について制限を行うことがある。

7 落札の決定方法

総品目総額にて落札を決定する。(同価の場合は抽選を行う。)

8 公告の掲示場所

陸上自衛隊対馬駐屯地第436会計隊、対馬市役所、西部方面会計隊ホームページ  
(アドレス <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>)

9 公告の期間

令和4年3月4日(金)～令和4年3月22日(火)

10 特約条件

- (1) 乗船券及び車両航送券については、発券を令和4年3月31日までに完了して納品できること。
- (2) 乗船券及び車両航送券の有効期限は発券日より最低1年以上とする。

11 その他

- (1) 郵便入札については 令和4年3月18日(金)17時00分までに必着するよう「書留等」で郵送し「入札書在中」と記入すること。なお、再度入札を実施する場合は、令和4年3月25日(金)11時30分とします。初度入札に参加された企業に初度入札状況をお知らせ(FAX送付)しますのでFAX受信後、受領した旨の連絡をお願いいたします。又、再度入札の入札書を令和4年3月24日(木)17時00分まで必着するよう「書留等」で郵送し、「再度入札の入札書在中」と記入すること。
- (2) 代理人をもって入札に参加させる場合は、委任状を提出すること。
- (3) 入札参加希望者は、「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写しを入札日前日までに提出すること。(FAX可)
- (4) 携行品:印鑑、筆記具

12 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒817-0005 長崎県対馬市巖原町棧原38  
陸上自衛隊対馬駐屯地 第436会計隊 契約班 担当 草場  
TEL 0920-52-0791(内)347 FAX 0920-52-0791(内)349